

出席停止となる学校感染症一覧表

2023.5.8～

◆第1種学校感染症

病名	出席停止期間
(※) 欄外下参照	治癒するまで

◆第2種学校感染症

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで *発症から10日を経過するまで、マスクの着用が望ましい
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質の治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

■発症した後何日・解熱後何日とある場合、発症した日・解熱した日は0日で、翌日からの日数です。

◆第3種学校感染症

病名	出席停止期間	
コレラ	症状により学校医その他の意思が感染の恐れがないと認めるまで	
腸チフス		
パラチフス		
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
細菌性赤痢		
その他の感染症	ウイルス性肝炎	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症
	溶連菌感染症	
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	
	マイコプラズマ肺炎	
	ヘルパンギーナ	
	手足口病	出席可能：但し、プールや入浴、タオル等の共用は避ける
	アタマジラミ	
	伝染性軟属腫（水いぼ）	
伝染性膿痂疹（とびひ）		

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H1N5）